

会議案第 3 号

平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

「平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 4 日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 数田 俊樹

平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

平塚市議会委員会条例（平成３年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項及び第７条第２項中「６人」を「５人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。